

議 案 目 録

令和2年(2020年)11月30日

番 号	件 名
議案第 116 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第9号)
議案第 117 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 118 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補正予算(第5号)
議案第 119 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計補正予算(第3号)
議案第 120 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 121 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第10号)
議案第 122 号	令和2年度(2020年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
議案第 123 号	令和2年度(2020年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 124 号	令和2年度(2020年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 125 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 126 号	令和2年度(2020年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 127 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補正予算(第6号)
議案第 128 号	令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計補正予算(第4号)
議案第 129 号	令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 130 号	彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例案
議案第 131 号	彦根市稲枝駅前駐車場条例案
議案第 132 号	彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第 133 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 134 号	令和2年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 135 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 136 号	彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 137 号	彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第 138 号	ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 139 号	彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 140 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 141 号	彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
議案第 142 号	彦根市 営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて 犬上郡
議案第 143 号	彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 144 号	彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 145 号	彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 146 号	彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 147 号	損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
議案第 148 号	彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて
報告第 31 号	損害賠償の額の決定について

議案第 130 号

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市民の心身の健全な発達ならびにスポーツ活動および文化活動の振興ならびに市民および勤労者の福祉の増進および勤労意欲の向上を図るとともに、市民の交流の機会を提供し、もって豊かな市民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与するため、彦根市スポーツ・文化交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 交流センターは、彦根市小泉町 640 番地に置く。

(業務)

第 3 条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ活動および文化活動の普及振興を図るための各種行事の実施および指導に関すること。
- (2) 福祉の増進および勤労意欲の向上に関すること。
- (3) スポーツおよび文化に係る教室、支援講座等の開催に関すること。
- (4) スポーツおよび文化に係る活動の場の提供に関すること。
- (5) 交流センターで取り扱う図書管理および貸出しに関すること。
- (6) その他第 1 条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用時間および休館日)

第 4 条 交流センターの使用時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

2 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間もしくは休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、図書・学習ラウンジのみを使用しようとする場合を除く。

(使用の許可の制限)

第6条 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流センターの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 交流センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員の利益になるおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第7条 交流センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 交流センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 交流センターの冷暖房その他の設備の使用に係る経費については、規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、許可を受けた施設、設備等を目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(造作上の制限)

第 11 条 使用者は、交流センターを使用するため特別の設備をし、もしくは造作を加えようとするとき、または備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の条件の変更等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、または使用の停止を命じ、もしくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、第 6 条第 2 項各号(第 4 号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用者が、偽りその他不正な手段により第 5 条の使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力により、交流センターが使用できなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上特に必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、交流センターの使用を終了したとき、または前条の規定により使用の停止命令を受け、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 交流センターの施設、設備等を損傷し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。

2 市長は、第 12 条の規定による使用の許可の条件の変更または使用の停止の命令もしくは使用の許可の取消しによって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがある者
- (3) その他管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第 16 条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年

法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に交流センターの管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者が管理業務を行う場合は、第 4 条の規定によるほか、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流センターの使用時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(指定管理者の業務)

第 17 条 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる業務に関すること。
 - (2) 交流センターの使用の許可、使用の許可の制限、造作上の制限、使用の許可の条件の変更または使用の停止の命令もしくは使用の許可の取消しおよび入館の制限に関すること。
 - (3) 交流センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
 - (4) 利用料金の収受、減免および還付に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。
- 2 市長が、前条第 1 項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合における第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条および第 15 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第 18 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該指定について市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- (1) 事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が、交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が、交流センターの管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができる経営規模および経営能力を有していること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流センターの設置目的を達成するために必要と認める条件を満たしていること。

(指定管理者の指定等の公表)

第 19 条 市長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

- (1) 前条第 2 項の規定により、指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたとき。

(指定管理者との協定の締結)

第 20 条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理業務の内容に関すること。
- (2) 市が支払うべき管理業務に係る費用に関すること。
- (3) 管理業務の事業報告に関すること。
- (4) 利用料金に関すること。
- (5) 指定の取消しおよび管理業務の停止に関すること。
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開および個人情報の保護に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認めること。

(利用料金の納入)

第 21 条 第 17 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 5 条の規定により許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、規則で定めるところにより、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(利用料金の収入)

第 22 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、第 7 条(第 3 項を除く。)から第 9 条までの規定は、適用しない。

(利用料金の減免)

第 23 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる。

(利用料金の還付)

第 24 条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により交流センターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認める場合は、その一部または全部を還付することができる。

(情報の公開、個人情報の保護等)

第 25 条 指定管理者の役員および職員は、彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)第 32 条の 2 の規定により、管理業務に関する情報の公開に努めなければならない。

2 指定管理者の役員および職員は、彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)第 13 条の 2 の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 指定管理者の役員および職員は、管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項および第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な行為、使用の手続その他交流センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

((仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部改正)

3 (仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市スポーツ・文化交流センター整備運営基金の設置、管理および処分に関する条例

第 1 条中「(仮称)彦根市新市民体育センターの」を「彦根市スポーツ・文化交流センターの」に、「(仮称)彦根市新市民体育センター整備運営基金」を「彦根市スポーツ・文化交流センター整備運営基金」に改める。

別表(第 7 条関係)

1 施設の貸切り使用

種別	使用料(円)
	1 時間当たり

スポーツ施設	メインアリーナ	平日	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合	全面	3,760	
				2分の1面	1,880	
				3分の1面	1,250	
				4分の1面	940	
			アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合	全面	7,520	
				2分の1面	3,760	
		3分の1面		2,500		
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合	本使用(全面のみ)	37,600		
			準備および後始末	18,800		
		平日以外	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合	全面	4,880	
				2分の1面	2,440	
				3分の1面	1,620	
	4分の1面			1,220		
	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合			全面	9,770	
				2分の1面	4,880	
			3分の1面	3,250		
	プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		本使用(全面のみ)	48,800		
			準備および後始末	24,400		
	サブアリーナ		平日	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合	全面	1,680
					2分の1面	840
				アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合	全面	3,360
		2分の1面			1,680	
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		本使用(全面のみ)	16,800	
				準備および後始末	8,400	
平日以外		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合	全面	2,180		
			2分の1面	1,090		
		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合	全面	4,360		
			2分の1面	2,180		
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合	本使用(全面のみ)	21,800		
			準備および後始末	10,900		
ダンス室	入場料等を徴収しない場合		660			
	入場料等を徴収する場合		1,320			
選手控室 1	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		270			
	アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合		540			

		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		2,700	
選手控室 2		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		270	
		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合		540	
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		2,700	
役員室		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		70	
		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合		140	
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		700	
大会本部室		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収しない場合		100	
		アマチュアスポーツを目的として、入場料等を徴収する場合		200	
		プロスポーツ、催し、興行利用等を目的とする場合		1,000	
弓道場(近的場および遠的場)		入場料等を徴収しない場合		1,570	
		入場料等を徴収する場合		3,140	
文化施設	多目的会議室	全面		1,080	
		3分の2面		720	
		3分の1面		360	
	会議室 1			410	
	会議室 2			250	
	会議室 3			320	
	教養文化室	全面		610	
		2分の1面		300	
	多目的ホール	平日	電動椅子または舞台を使用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,000
				入場料等を徴収する場合	4,500
電動椅子または舞台を使用しない場合			入場料等を徴収しない場合	1,200	
			入場料等を徴収する場合	1,800	
平日以外		電動椅子または舞台を使用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,900	
			入場料等を徴収する場合	5,850	
		電動椅子または舞台を使用しない場合	入場料等を徴収しない場合	1,560	

		い場合	ない場合	
			入場料等を徴収する場合	2,340
	展示コーナー			200

備考

- この表において、「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日をいう。
- 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町(以下「湖東圏域」という。)外に居住する者または湖東圏域外に所在する法人もしくは団体に係るスポーツ施設の使用料は、この表に定めるスポーツ施設の使用料の額に当該額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 原則として使用の許可を受けた時間(以下「許可時間」という。)を超えて使用することはできない。
- 特別の理由により許可時間を超えて使用するときの使用料は、許可時間を超えた時間1時間につき当該許可時間の使用料の1時間当たりの額と同額とする。この場合において、許可時間を超えた時間のうち1時間未満の時間は、1時間とみなす。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 施設の使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 第16条第1項の規定により、管理業務を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の適用については、同表(備考を除く。)中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 施設の個人使用

種別		使用料(円)
		1人1回1時間当たり(3時間以内)
メインアリーナおよびサブアリーナ	高校生以上	300
	中学生以下	150
トレーニング室(ランニングコースを含む。)	高校生以上	200
	中学生以下	100
弓道場(近的場および遠的場)	高校生以上	300
	中学生以下	150

備考

- 個人使用は、使用当日において貸切り使用がない場合に限るものとする。
- 別表1備考第2項、第6項および第7項の規定は、この表に適用する。

議案第 131 号

彦根市稲枝駅前駐車場条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市稲枝駅前駐車場条例

(設置)

第 1 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場として、彦根市営稲枝駅前東口駐車場および彦根市営稲枝駅前西口駐車場(以下これらを「駐車場」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 駐車場の位置は、別表第 1 のとおりとする。

(供用時間および休場日)

第 3 条 駐車場の供用時間および休場日は、規則で定める。

(駐車料金等)

第 4 条 駐車場の駐車料金(以下「駐車料金」という。)は、別表第 2 のとおりとする。

2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車とする。

(駐車料金の徴収)

第 5 条 駐車料金は、駐車場に自動車を駐車させた者から自動車を出場させるときに徴収する。

(駐車料金の減免)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、または免除することができる。

(駐車料金の還付)

第 7 条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部または全部を還付することができる。

(通行の許可)

第 8 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場内の通行を許可することができる。

(駐車の拒否)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場への自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上、自動車を駐車させることができないとき。
- (2) 自動車に発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の構造または設備を毀損するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第 10 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造または設備を汚染し、または毀損すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場からの出場を命ずることができる。

(供用の休止)

第 11 条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の一部または全部の供用を休止することができる。

(損害の責任)

第 12 条 市長は、駐車場に駐車させた自動車等の毀損または滅失については、その責任を負わない。ただし、供用時間内において駐車場に駐車させた自動車等の保管に関し、善良な管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 13 条 駐車場の構造または設備その他の物件を毀損し、または滅失した者は、その損害について、賠償しなければならない。

(標識)

第 14 条 道路法第 24 条の 3 の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものであるとする。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車場の供用時間および休場日

- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(割増金)

第 15 条 市長は、駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として徴収する。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

名称	位置
彦根市営稲枝駅前東口駐車場	彦根市稲枝町 326 番地 13
彦根市営稲枝駅前西口駐車場	彦根市彦富町 342 番地 22

別表第 2(第 4 条関係)

区分	駐車料金
30 分以内	無料
30 分を超え 1 時間 30 分以内	200 円
1 時間 30 分を超え 1 時間ごとに	100 円加算
1 日の最高限度額	600 円

議案第 132 号

彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市事務分掌条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

(彦根市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号に次のように加える。

イ 行政のデジタル化の総合的な推進に関すること。

第 1 条第 2 号オ中「関すること」の次に「(行政のデジタル化の総合的な推進に関することを除く。)」を加え、同号中クを削り、ケをクとし、コからシまでをケからサまでとし、同条第 3 号中「スポーツ部」を「文化スポーツ部」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

第 1 条第 4 号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 保険料の徴収に関すること。

第 1 条第 5 号イ中「関すること」の次に「(保険料の徴収に関することを除く。)」を加え、同条第 6 号オ中「関すること」の次に「(総務部および市民環境部に属する事務を除く。)」を加える。

(彦根市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「581 人」を「593 人」に改め、同項第 9 号中「186 人」を「174 人」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中彦根市事務分掌条例第1条第1号の改正規定および同条第2号オの改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 2 彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条第3号を除く。)中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第3号中「、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

(ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 3 ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条、第7条第4項、第18条第1項および第26条を除く。)および別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条および第7条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第18条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第26条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 4 みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成10年彦根市条例第46号)の一部を次のように改正する。

本則(第9条第4項、第20条第1項および第28条を除く。)および別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第20条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第28条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(彦根市民会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 5 彦根市民会館の設置および管理に関する条例(平成13年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に付則第2項の規定による改正前の彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例、付則第3項の規定による改正前のひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例、付則第4項の規定による改正前のみずほ文化センターの設置および管理に関する条例および前項の規定による改正前の彦根市民会館の設置および管理に関する条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものまたは旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定その他の行為または市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

議案第 133 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 162.5」を「100 分の 165」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 162.5」を「100 分の 165」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 134 号

令和 2 年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

令和 2 年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 2 号)の一
部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 2 年 6 月」の次に「および 12 月」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 135 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 136 号

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正
する条例

彦根市国民スポーツ大会等運営基金の設置、管理および処分に関する条例(平成 30 年彦根市
条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者
スポーツ大会が開催される年度の末日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 137 号

彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(平成 12 年彦根市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(彦根市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 彦根市道路占用料徴収条例(昭和 29 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例(平成 2 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同

じ。)」に、「および次項において同じ」を「において同じ」に改め、「(以下この項および次項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第3項中「特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「各年の還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)」が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市督促手数料および延滞金徴収等に関する条例付則第3項の規定、第2条の規定による改正後の彦根市道路占用料徴収条例付則第2項の規定ならびに第3条の規定による改正後の彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例付則第2項および第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金または還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金または還付加算金については、なお従前の例による。

議案第 138 号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ギャラリー	2,400	3,350	3,660	5,130	6,170	8,370
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定するギャラリーの使用の手続その他当該ギャラリーを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

議案第 139 号

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例

彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

2 時間以内	400 円
2 時間を超え 8 時間以内	400 円に、2 時間を超え 1 時間ごとに 100 円を加算した額
8 時間を超え 24 時間以内	1,000 円

を

10 分以内	無料
10 分を超え 1 時間以内	400 円
1 時間を超え 4 時間以内	400 円に、1 時間を超え 30 分ごとに 100 円を加算した額
4 時間を超え 24 時間以内	1,000 円

に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 140 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。)をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えず、かつ、充電用ケーブルを冷却するため

に用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量または温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものおよび消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 44 条第 14 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 141 号

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合同規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 年 月 日

彦根市長	大久保	貴
愛荘町長	有村	国知
豊郷町長	伊藤	定勉
甲良町長	野瀬	喜久男
多賀町長	久保	久良

彦根愛知犬上広域行政組合同規約の一部を改正する規約

彦根愛知犬上広域行政組合同規約(平成 12 年滋賀県指令市振第 1667 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

共同処理する事務	関係市町
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
(3) 新しいごみ処理施設(関係市町が共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設をいう。以下同じ。)の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
(4) 一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務	

第 12 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する経費 均等割、人口割および利用割
付 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 142 号

彦根市
犬上郡 営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市
犬上郡 営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 2 項の規定により、彦根市
犬上郡 営林組合規約(昭和

38 年滋賀県指令地第 841 号)を変更することについて、別紙のとおり構成団体が協議すること
につき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

彦根市
犬上郡 営林組合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 2 項の規定により、彦根市
犬上郡 営林組合規約(昭和
38 年滋賀県指令地第 841 号)を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 年 月 日

彦根市長	大久保	貴
多賀町長	久保	久良
甲良町長	野瀬	喜久男
豊郷町長	伊藤	定勉

彦根市
犬上郡 営林組合規約の一部を改正する規約

彦根市
犬上郡 営林組合規約(昭和 38 年滋賀県指令地第 841 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「滋賀県彦根市元町 4 番 2 号」を「滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾 1586 番地 4」に改める。

付 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 143 号

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
彦根市南老人福祉センター	彦根市田原町 13 番地 2
彦根市南デイサービスセンター	彦根市田原町 13 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 特定非営利活動法人ホームスイートホーム
- (2) 代表者 理事長 古 川 博 敏
- (3) 所在地 彦根市下西川町 679 番地

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 144 号

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市北老人福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市北老人福祉センター

(2) 所在地 彦根市馬場一丁目 5 番 5 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

(2) 代表者 会長 圓 城 治 男

(3) 所在地 彦根市平田町 670 番地

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 145 号

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市北デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市北デイサービスセンター

(2) 所在地 彦根市馬場一丁目 5 番 5 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

(2) 代表者 会長 圓 城 治 男

(3) 所在地 彦根市平田町 670 番地

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 146 号

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市佐和山デイサービスセンター

(2) 所在地 彦根市芹川町 484 番地 4

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 医療法人友仁会

(2) 代表者 理事長 矩 照 幸

(3) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 147 号

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

下記のとおり法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 1,188,846 円を支払う。

3 事案の概要

令和 2 年 4 月 24 日午前 11 時 30 分頃、彦根市西沼波町 178 番地 2 地先の国道 8 号において、北方向へ走行していた公用車が、信号で停車していた相手方の車両に追突したことにより、相手方が負傷したもの

議案第 148 号

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市功労者の表彰につき同意を求めることについて

下記の者を本市功労者として表彰することにつき、彦根市功労者表彰条例(昭和 46 年彦根市条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所	生年月日
松 本 隆	彦根市岡町〇〇〇〇〇	昭和 20 年〇〇〇〇
清 水 克 己	彦根市京町一丁目〇〇〇〇〇	昭和 20 年〇〇〇〇
中 川 明	彦根市芹川町〇〇〇〇〇〇〇	昭和 24 年〇〇〇〇〇
岡 田 俊 嗣	彦根市犬方町〇〇〇〇〇〇	昭和 19 年〇〇〇〇
田 邊 多美子	彦根市西今町〇〇〇〇〇〇〇	昭和 20 年〇〇〇〇
西 村 久 子	彦根市甲崎町〇〇〇〇〇	昭和 18 年〇〇〇〇〇
山 口 大 助	彦根市日夏町〇〇〇〇〇〇	昭和 24 年〇〇〇〇〇
西 川 正 義	彦根市下西川町〇〇〇〇〇	昭和 19 年〇〇〇〇〇〇
小 川 良 紘	彦根市河原一丁目〇〇〇〇	昭和 18 年〇〇〇〇〇
田 口 源太郎	彦根市本庄町〇〇〇〇〇〇	昭和 23 年〇〇〇〇

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第1号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏 名	まっもと たかし 松 本 隆
住 所	彦根市岡町〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和20年(1945年)〇〇〇〇 76歳
該 当 事 項	商工功労
摘 要	<p>平成11年から平成13年まで滋賀経済同友会幹事を、平成14年から平成21年まで同会常任幹事を、平成15年から平成24年まで一般社団法人滋賀経済産業協会理事の要職を歴任され、産業界の人材の育成および定着、地域ブランドの普及等に尽力されるなど、地域産業の振興発展に寄与された功績は大きい。さらに、平成13年から今日に至るまで、彦根商工会議所の議員および役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p style="text-align: center;">(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第1号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏 名	し みず かつ み 清 水 克 己
住 所	彦根市京町一丁目〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和20年(1945年)〇〇〇〇 76歳
該 当 事 項	商工功労
摘 要	平成4年から平成26年まで滋賀バルブ協同組合理事を務められ、この間、副理事長および理事長の要職を歴任されるなど、バルブ業界を牽引され、設備の近代化、後継者の指導および育成等に尽力されるなど、地域産業の振興発展に寄与された功績は大きい。さらに、平成元年から令和元年まで彦根商工会議所の議員および役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大きい。 (経歴は省略)

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第1号(商工、観光、農林水産業等、産業の発展、開拓、振興に尽力し、産業の向上に寄与した者)に該当する者

氏 名	なか がわ あきら 中 川 明
住 所	彦根市芹川町○○○○○○○
生年月日および年齢	昭和24年(1949年)○○○○○ 72歳
該 当 事 項	商工功労
摘 要	<p>平成24年から令和元年まで彦根百貨卸商業協同組合代表理事として卸売業界を牽引され、老舗ブランドの普及、後継者の育成等に尽力されるなど、地域産業の振興発展に寄与された功績は大きい。さらに、平成3年から令和元年まで彦根商工会議所の議員および役員を務められ、本市の商工業の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第3号(社会福祉の増進、保健衛生、医療の向上に尽力し、公共の福祉増進に寄与した者)に該当する者

氏 名	お だ と し つ ぐ 岡 田 俊 嗣
住 所	彦根市犬方町〇〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和19年(1944年)〇〇〇〇 76歳
該 当 事 項	社会福祉功労
摘 要	<p>平成元年から平成4年までおよび平成16年から今日に至るまで民生委員・児童委員として社会奉仕の精神を持って積極的な活動を展開され、河瀬民生委員児童委員協議会の要職を歴任されるなど、指導的な立場で地域福祉の推進に努められ、社会福祉の増進に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	にしむらひさこ 面村久子
住 所	彦根市甲崎町〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和18年(1943年)〇〇〇〇〇 77歳
該 当 事 項	県議会議員功労・市議会議員功労
摘 要	<p>平成7年から平成19年まで3期11年11箇月の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、議長、副議長、市民福祉常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長および決算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に尽力された功績は大きい。また、平成19年から平成31年まで3期12年の永きにわたり、滋賀県議会議員を務められ、この間、議長、生活文化・土木交通常任委員会委員長、防災対策特別委員会委員長、厚生・産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、決算特別委員会委員長および予算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、県勢の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	やま ぐち だい すけ 山 口 大 助
住 所	彦根市日夏町○○○○○○
生年月日および年齢	昭和24年(1949年)○○○○○ 71歳
該 当 事 項	市議会議員功労
摘 要	<p>平成3年から平成23年まで5期20年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、副議長、監査委員、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長および市民文教常任委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	にし かわ まさ よし 西 川 正 義
住 所	彦根市下西川町〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和19年(1944年)〇〇〇〇〇〇 76歳
該 当 事 項	市議会議員功勞
摘 要	<p>平成19年から平成31年まで3期12年の永きにわたり、彦根市議会議員を務められ、この間、議長、監査委員、議会運営委員会委員長、予算特別委員会委員長、市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会委員長および決算特別委員会委員長の要職を歴任されるなど、市勢の振興発展に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	お がわ よし ひろ 小 川 良 紘
住 所	彦根市河原一丁目〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和18年(1943年)〇〇〇〇〇 77歳
該 当 事 項	選挙管理委員功労
摘 要	平成12年から今日に至るまで6期21年の永きにわたり、彦根市選挙管理委員を務められ、この間、選挙管理委員会の職務に精励されるとともに、平成20年から今日に至るまで彦根市選挙管理委員会委員長として選挙の適正な管理執行および同委員会の円滑な運営に寄与された功績は大きい。 (経歴は省略)

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

功 勞 概 要

彦根市功労者表彰条例施行規則(昭和46年彦根市規則第17号)第2条第1項第5号(永年にわたり、県議会議員、市議会議員、各行政委員会委員もしくは監査委員もしくはその他の委員または市職員として在職中特に市勢の振興発展に尽力した者)に該当する者

氏 名	た ぐち げんたろう 田 口 源太郎
住 所	彦根市本庄町〇〇〇〇〇〇
生年月日および年齢	昭和23年(1948年)〇〇〇〇 72歳
該 当 事 項	農業委員功労
摘 要	<p>平成20年から令和2年まで4期12年の永きにわたり、彦根市農業委員会委員を務められ、この間、農地部会の活動に尽力されるとともに、平成23年から令和2年まで彦根市農業委員会会長として本市の農業の振興に寄与された功績は大きい。</p> <p>(経歴は省略)</p>

(年齢は、令和3年2月1日時点の満年齢)

報告第 31 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 14 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)10 月 5 日

彦根市長 大久保 貴

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 36,366 円を支払う。

3 事案の概要

令和 2 年 9 月 1 日午前 10 時から正午までの間、彦根市犬方町 856 番地の市有地において、職員が除草作業を行っていたところ、当該作業により跳ね上がった小石が、当該市有地付近の駐車場に駐車していた相手方の車両の窓ガラスに当たったことにより、これを損傷したもの